

答申第 23 号

答 申

1 審査会の結論

平成 25 年 7 月 16 日付けで異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が平成 25 年 7 月 29 日付けで行った自己情報不開示決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

(1) 異議申立人は、津市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条の規定により、実施機関に対し、平成 25 年 7 月 16 日付けで次に掲げる内容の本件開示請求を行なった。

ア 2013 年 7 月 10 日に、津市津図書館へ提出した複写申請書

(2) 実施機関は本件開示請求に対し、自己情報の記録の開示をしない理由を次のとおり記載し、平成 25 年 7 月 29 日付けで自己情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 自己情報の記録の開示をしない理由

公文書として受理していないため存在しない

(3) 異議申立人は、平成 25 年 8 月 1 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

本件処分における自己情報の記録の開示をしない理由中、「公文書として受理していないため」という部分は否認する。異議申立人が提出した図書館資料複写申請書（以下「本件記録」という。）は「不許可のあと、個人情報保護のために本件記録は廃棄した」と不存在の決定理由を記すべきである。

4 実施機関の不開示理由説明

当該自己情報の記録については、公文書として受理していないため存在しないため不開示とした。

5 不開示理由等説明書に対する異議申立人の意見の概要

図書館利用者が資料等の複写を希望する時は、津市図書館の設置及び管理

に関する条例施行規則第17条第1項の規程により「図書館資料複写申請書」を館長に提出し、その承認を受けなければならないとされている。本件は、本件記録を司書が受付し、その記入内容をチェックした結果不許可とされたものであるが、受付と受理は同義語であり、実施機関の言う「公文書として受理していないため存在しない」という回答は成立しないことを主張する。また、「図書館資料複写申請書」は第7号様式として定めのある公文書であり、津市文書管理規程と津市事務専決規程によれば、その文書区分は第5種の極めて輕易なもので1年の保管が必要とされている。津図書館には、許可分の申請書は保管してあっても、不許可とした分は一枚も保管されていないのでは、という疑念が生じるところである。

6 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件記録の処理方法及び本件記録の存在について争っている。

当審査会は、異議申立人及び実施機関の双方から提出された資料を検分し、実施機関から口頭による意見陳述を行った。

まず、争点となっている本件記録の処理については、実施機関によると、異議申立人が津図書館に当日分の新聞のコピーを申し出たが、公立図書館における複写サービスガイドライン等に基づき、当日の新聞は複写できない旨の説明を異議申立人に行った。その後、異議申立人はその場を去ったが、残された本件記録には住所氏名の記述があったので、シュレッダーにて処分したとのことである。そして、申請書の保存については、許可したものについては受理し、輕易な文書として1年保管しているが、不許可としたものは受理せず、よって公文書には至っていないというのが実施機関の主張である。

一方、異議申立人は、提出された資料において、当該申請に係る不許可事由についての回答が無い上、本件においては、異議申立人が提出した本件記録をチェックした結果、不許可とされたものなので、これも十分な行政処分と理解しており、受付と受理は同義語であり、実施機関の言う「公文書として受理していないため存在しない」という回答は成立しないことを主張している。

このように、双方には、そもそも当該申請の受付がいわゆる受理に該当するか否かについて争いがある。が、他方、実施機関が本件記録をシュレッダーにかけて破棄し、本件記録は現存しないと認められる。したがって、受理をめぐる双方の法的主張の当否はさて置き、結論的には実施機関の行なった、

本件記録の不存在を理由とする不開示決定はやむを得ないものとする。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 8月30日	諮問書の受付
平成25年 9月27日	諮問案件の審議並びに実施機関からの口頭 意見陳述
平成25年11月 8日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	橋 本 陽 子
委 員	内 田 典 夫
委 員	白 石 友 行